

訪問介護 料金表

令和6年4月1日

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割とする。ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分以上30分未満	244	¥2,713	¥271	¥542	¥813
	30分以上 1 時間未満	387	¥4,303	¥430	¥860	¥1,290
	1 時間以上	567	¥6,305	¥630	¥1,261	¥1,891
	1 時間を超えて30分を増すごとに	82	¥911	¥91	¥182	¥273
生活援助	20分以上45分未満	179	¥1,990	¥199	¥398	¥597
	45分以上	220	¥2,446	¥244	¥489	¥733
通院等乗降介助	1回につき	97	¥1,078	¥107	¥215	¥323

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

上記単位数の25%増し

※深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の50%増し

※訪問介護員2名派遣の場合

上記単位数 × 200/100

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	200	¥2,224	¥222	¥444	¥667
緊急時訪問介護加算	1回につき（身体介護について算定）	100	¥1,112	¥111	¥222	¥333

【その他料金】

キャンセル料	前日17:00までにご連絡を頂けた場合；無料 前日17:00以降のキャンセル：1,000円
実施地域外におけるサービス提供時の交通費	交通費の実費を頂きます。車を使用した場合は1km当たり10円を頂きます。

①サービス計画に位置付けられているサービスに関しては、本条前項の料金の1割または2割または3割をお支払いいただきます。（法定代理受領）ただし、支給限度基準額を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。

※介護保険被保険者であるご利用者が、サービス計画に基づき介護保険サービスを受けた場合、保険者がご利用者に代わって利用料（ご利用者自己負担分を除く）を直接事業所に支払うことを法定代理受領といいます。事業所は、緊急時に計画外のサービスを提供する場合があり、そのサービスが介護保険外のサービスにあたる時には、ご利用者より別途料金をいただくことがあります。

②介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

③ご利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話、同行時の交通費等の費用を負担します。

④ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料金の全額を支払います。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から償還払いされます。また、居宅介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合はご利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

⑤介護保険からの給付額の変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者負担額を変更いたします。